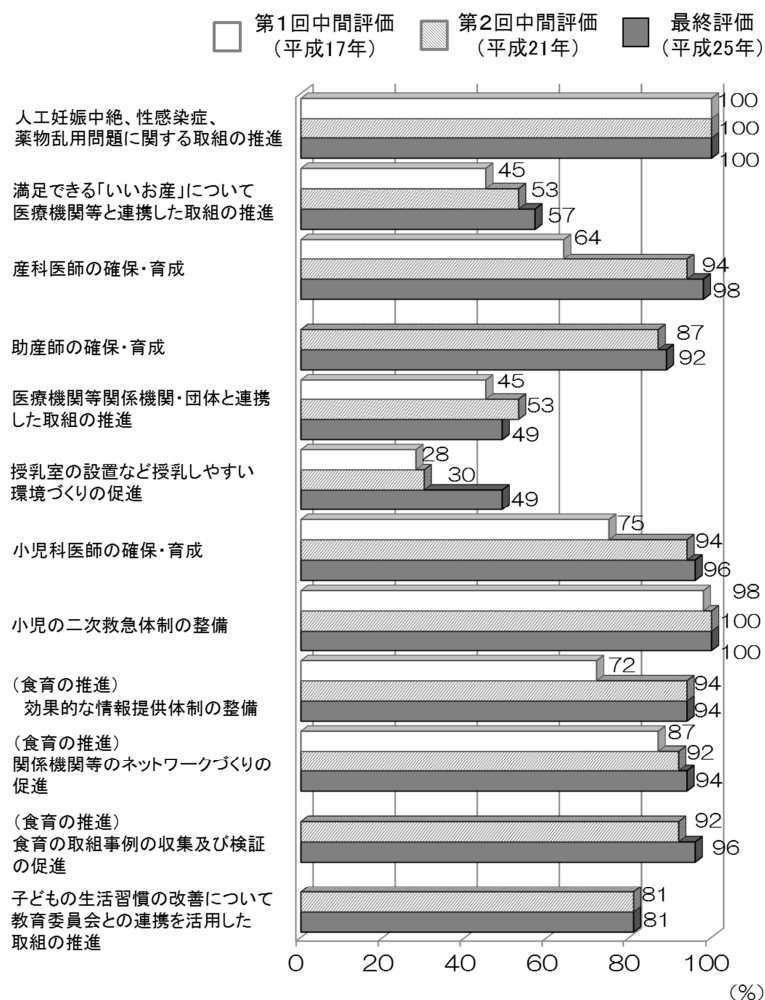


「健やか親子21」地方公共団体の取組状況

1 「健やか親子21」や「子ども・子育て応援プラン」等に盛り込まれた個別の施策に関する取組状況について

(1) 都道府県における取組状況

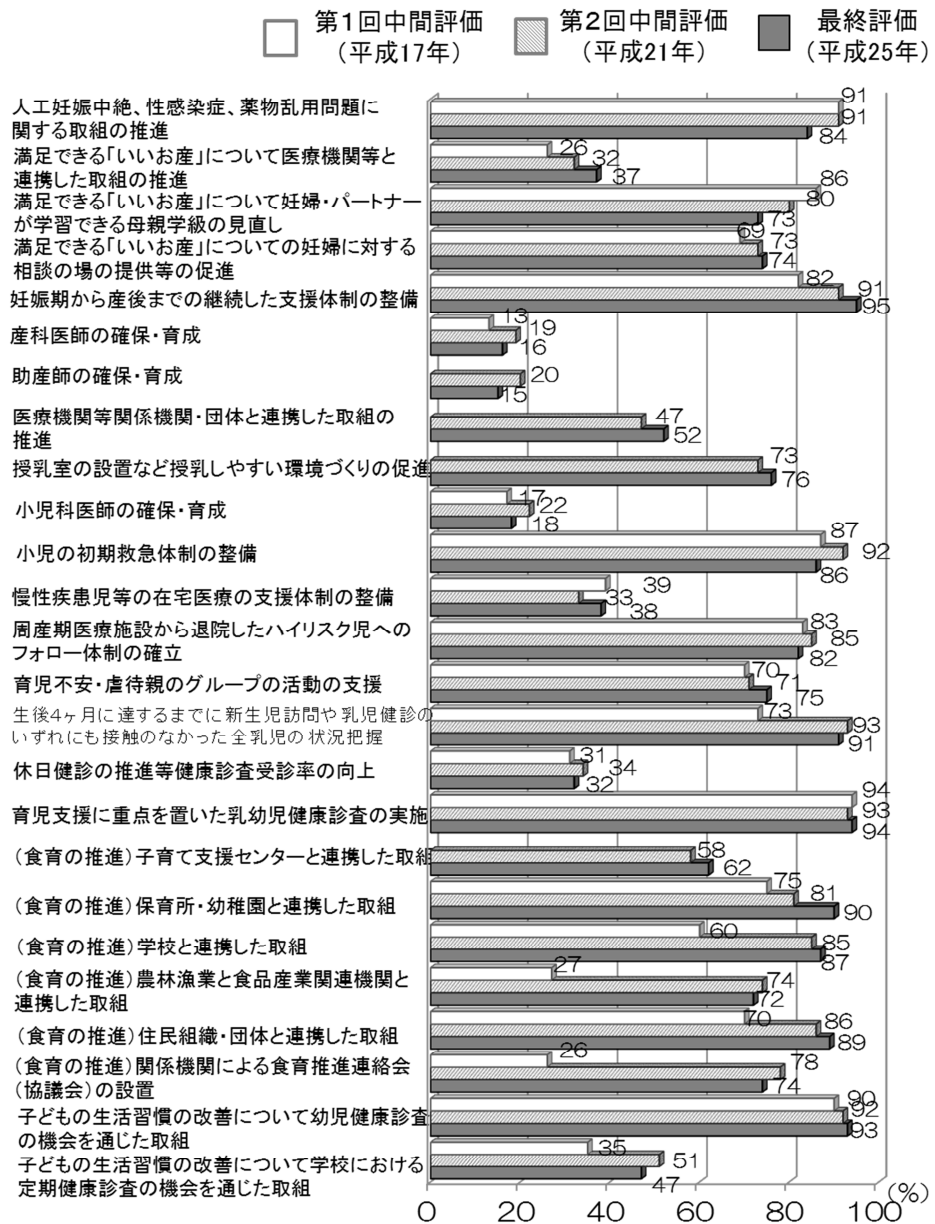
12の取組内容のうち、9つ（75%）については、8割以上の都道府県で取組を進めていた。また、これらの内容のうち、産科医師や小児科医師の確保・育成、授乳しやすい環境づくりの促進、食育の推進（効果的な情報提供体制整備）では、中間評価以降、その割合は増加していた。



(2) 政令市・特別区における取組状況

乳幼児健康診査の実施や、その機会を通じた子どもの生活習慣の改善については、9割以上の政令市・特別区で取組が進められている。

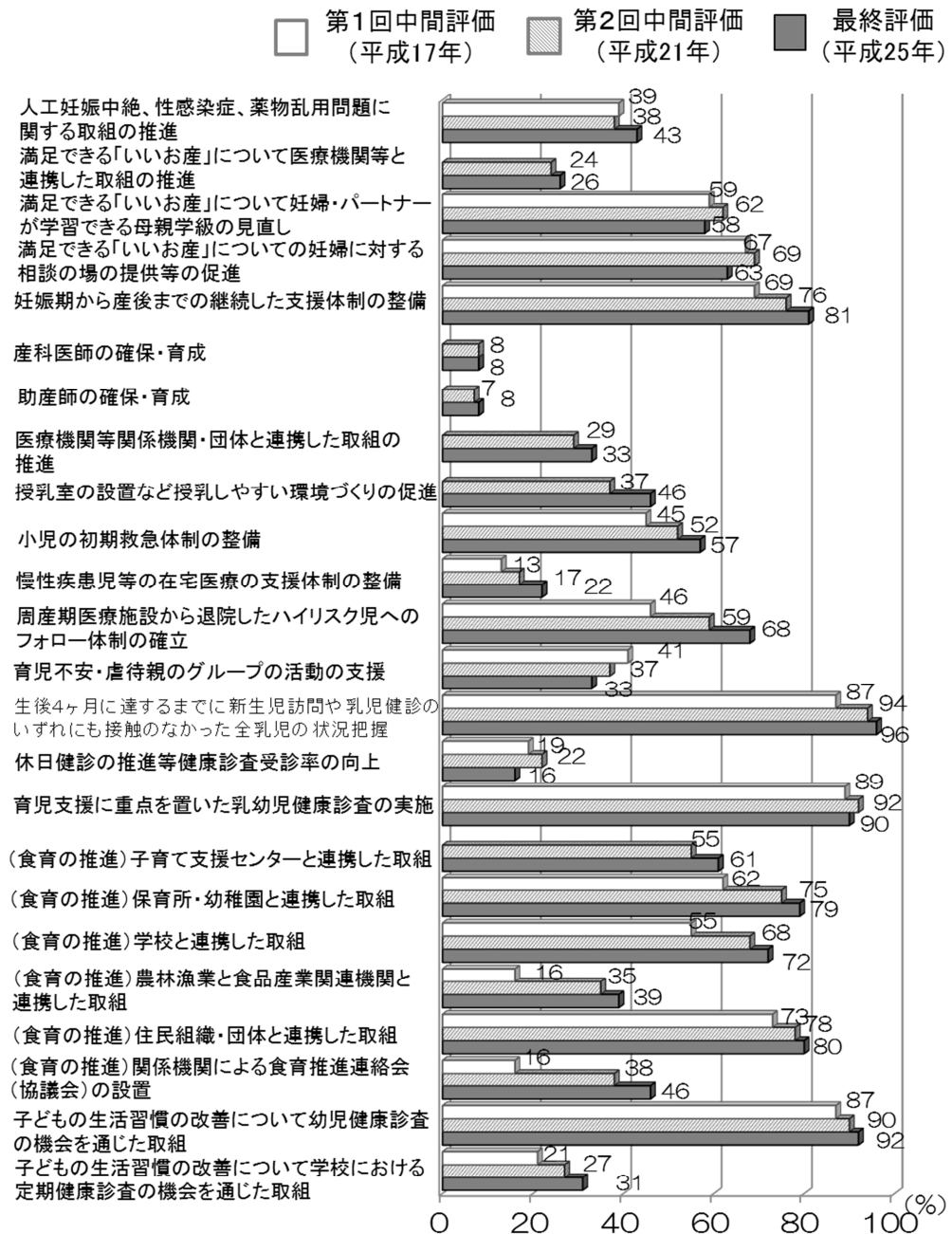
また、妊娠期から産後まで継続した支援体制の整備や、各種団体と連携した食育の取組は、中間評価以降、その割合は増加していた。



(3) 市町村における取組状況

乳幼児健康診査の実施や、その機会を通じた子どもの生活習慣の改善については、9割以上の市町村で取組が進められている。

また市町村では、思春期の保健対策の強化、母乳育児の推進、小児保健医療水準の維持・向上、食育の推進、子どもの生活習慣の改善等多くの取組について、中間評価以降、その割合が増加した。



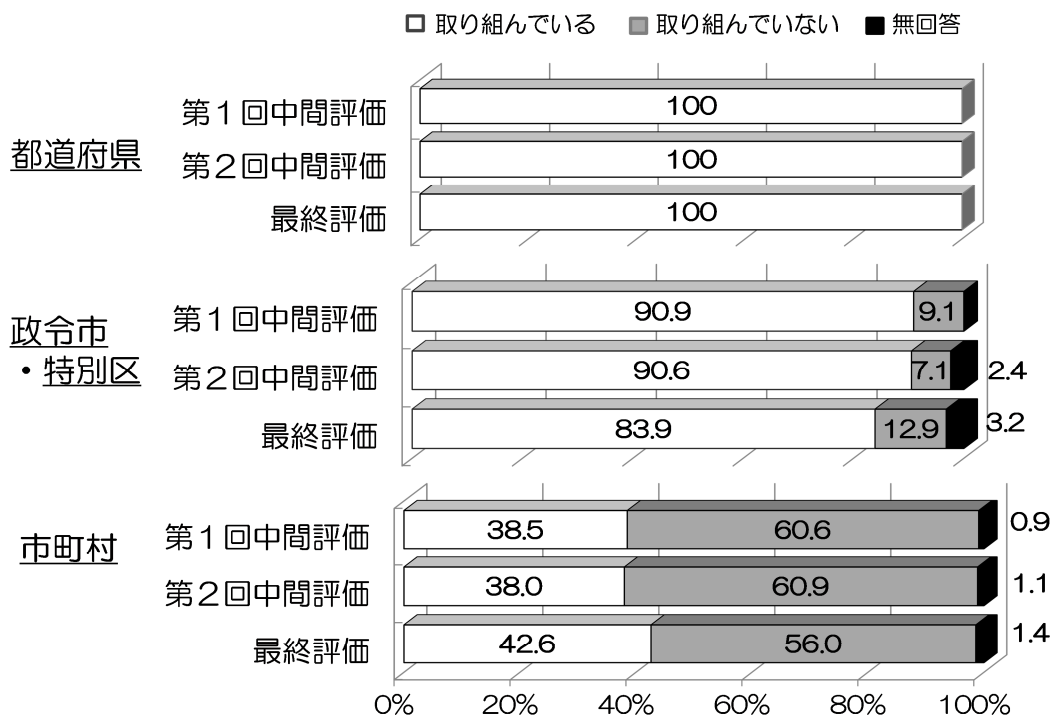
2 各課題における地方公共団体の取組について

(1) 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進に関する取組状況

(人工妊娠中絶、性感染症、薬物乱用問題に関する取組の推進)

思春期の保健対策に関する取組の実施率は、都道府県が100%、政令市・特別区が83.9%、市町村で42.6%であった。

市町村は、都道府県や政令市・特別区と比較して取組状況は進んでいないものの、中間評価以降、その割合は増加していた。

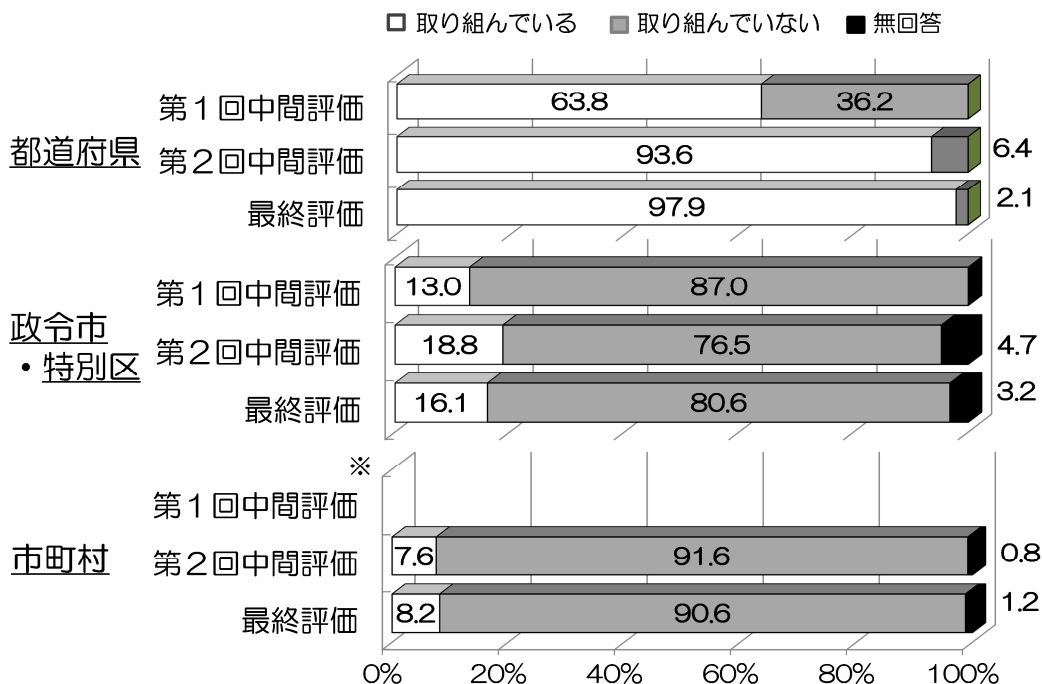


(2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

ア 産科医師の確保・育成、助産師の確保・育成

産科医師の確保・育成について、9割以上の都道府県で取り組んでおり、中間評価以降その取組状況は進んでいる。これらは、都道府県レベルでの取組である一方、政令市・特別区や市町村の中には、独自に取り組を進めている地方公共団体もあった。

(ア) 産科医師の確保・育成



※第1回中間評価では、都道府県及び政令市・特別区に対して助産師も含め取組状況を尋ねているもの

【参考】

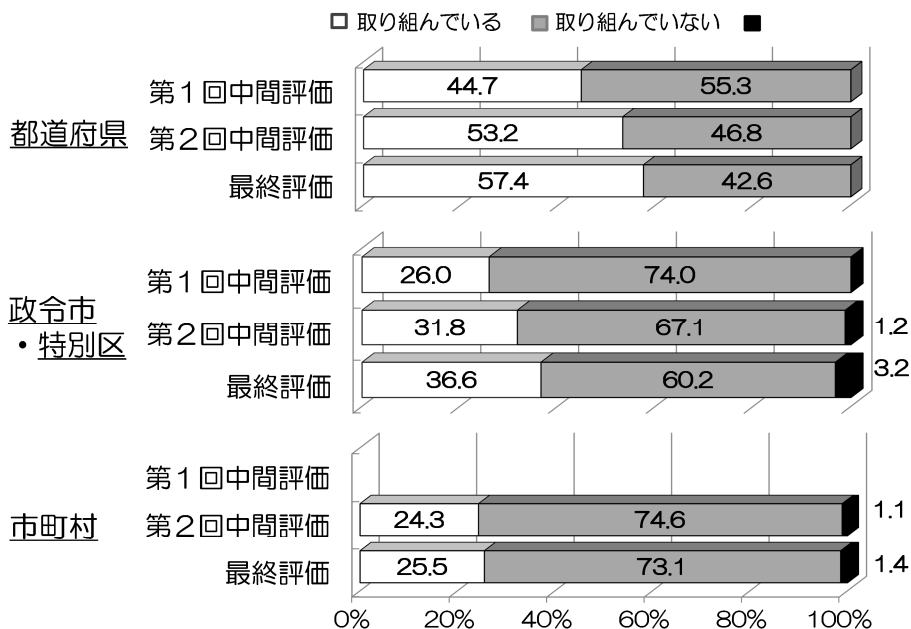
(イ) 助産師の確保・育成

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
都道府県	取り組んでいる	—	87.2	91.5
	取り組んでいない	—	12.8	6.4
	無回答	—	0.0	2.1
政令市 ・特別区	取り組んでいる	—	20.0	15.1
	取り組んでいない	—	76.5	80.6
	無回答	—	3.5	4.3
市町村	取り組んでいる	—	7.0	8.0
	取り組んでいない	—	92.3	90.9
	取り組んでいない	—	0.8	1.1

イ 満足できる「いいお産」について

満足できる「いいお産」について、医療機関等と連携した取組は、都道府県では5割を超え、都道府県、政令市・特別区、市町村のいずれにおいても連携した取組が進んでいた。

(ア) 満足できる「いいお産」について医療機関等と連携した取組の推進



【参考】

(イ) 満足できる「いいお産」について妊婦・パートナーが学習できる母親学級の見直し

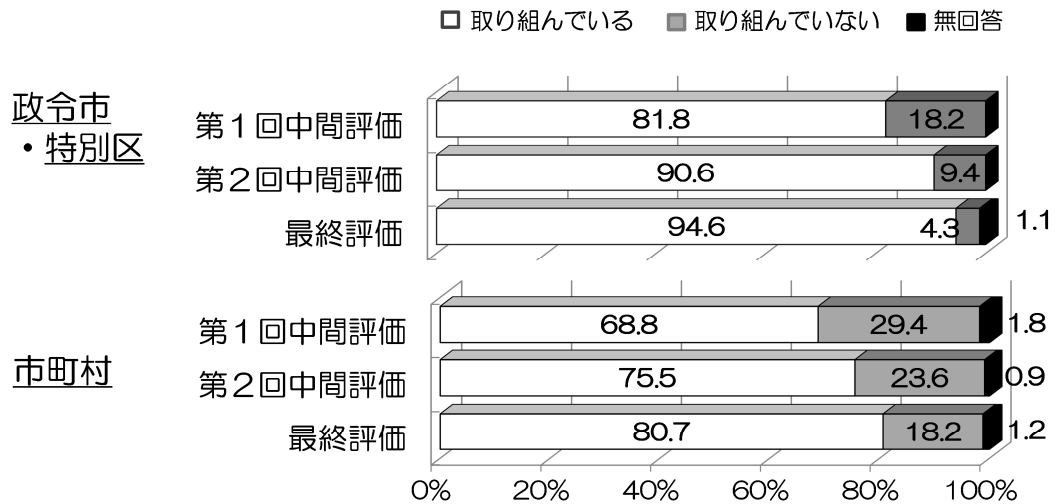
取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
政令市 ・特別区	取り組んでいる	85.7	80.0	73.1
	取り組んでいない	14.3	20.0	24.7
	無回答	0.0	0.0	2.2
市町村	取り組んでいる	58.6	61.8	57.9
	取り組んでいない	40.7	37.5	41.3
	取り組んでいない	0.7	0.7	0.8

(ウ) 満足できる「いいお産」についての妊婦に対する相談の場の提供等の促進

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
政令市 ・特別区	取り組んでいる	68.8	72.9	74.2
	取り組んでいない	31.2	27.1	23.7
	無回答	0.0	0.0	2.2
市町村	取り組んでいる	67.0	69.2	63.2
	取り組んでいない	32.4	30.0	35.8
	取り組んでいない	0.6	0.8	1.0

ウ 妊娠期から産後までの継続した支援体制の整備

妊娠期から産後までの継続した支援について、政令市・特別区では9割以上、市町村では8割が取り組んでおり、いずれにおいても中間評価時よりも実施の割合は増加した。

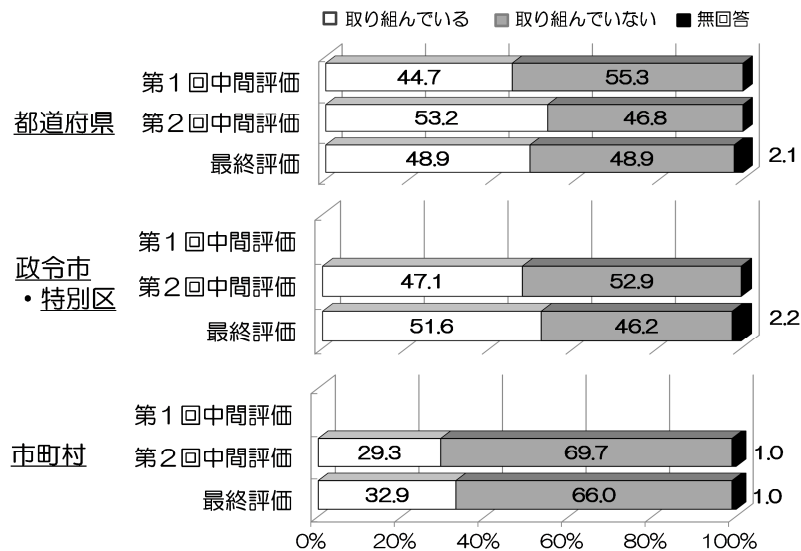


(3) 母乳育児の推進

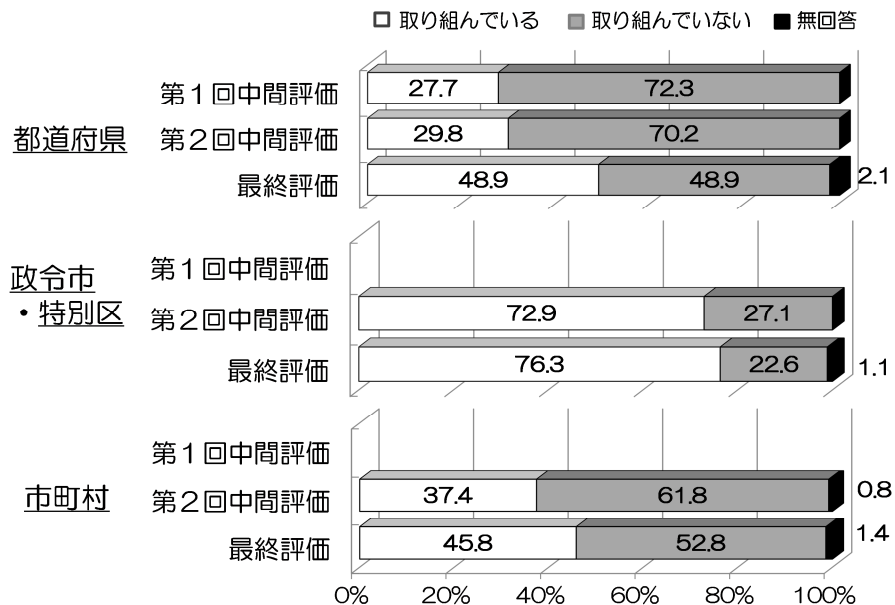
関係機関・団体との連携した母乳育児に関する取組について、都道府県、政令市・特別区ともに約5割、市町村で約3割で進められており、特に市町村においては、中間評価時よりもその割合が増加した。

授乳しやすい環境づくりについては、特に政令市・特別区ではその取組を促進している地方公共団体が7割を超えている。

(ア) 医療機関等関係機関・団体と連携した取組の推進



(イ) 授乳室の設置など授乳しやすい環境づくりの促進

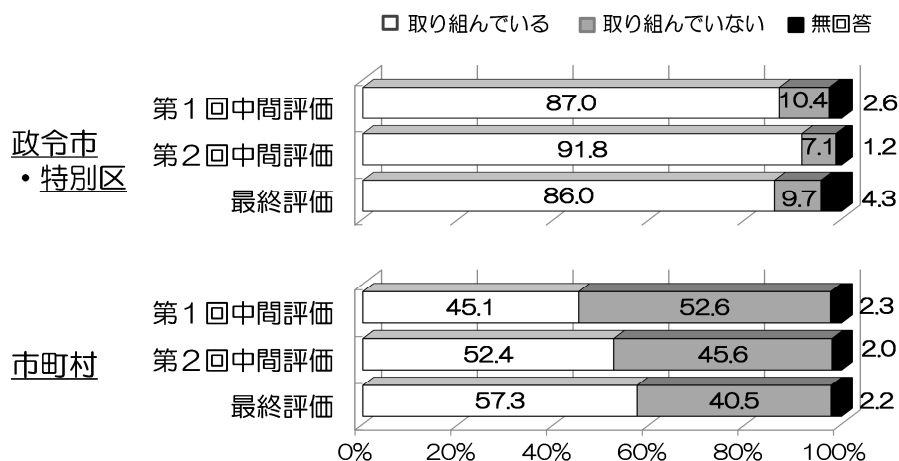


(4) 小児保健医療水準の維持・向上

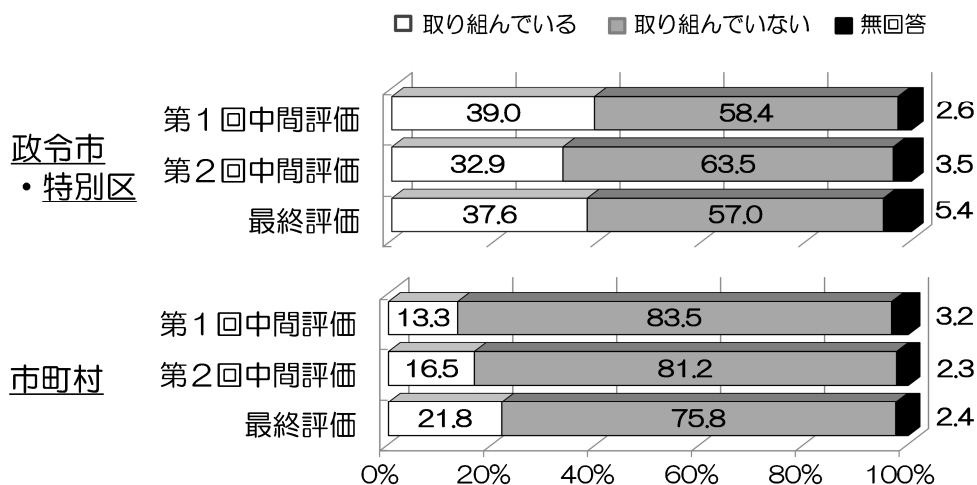
小児初期救急体制について、政令市・特別区では約9割、市町村では約6割で整備に関する取組が進められており、特に市町村ではその割合が増加した。

在宅医療の支援体制については、政令市・特別区では約4割、市町村では約2割で整備に関する取組が進められており、市町村では、中間評価時に比べ、その割合が増加した。

(ア) 小児初期救急体制の整備



(イ) 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制の整備



【参考】

(ウ) 小児の二次救急体制の整備

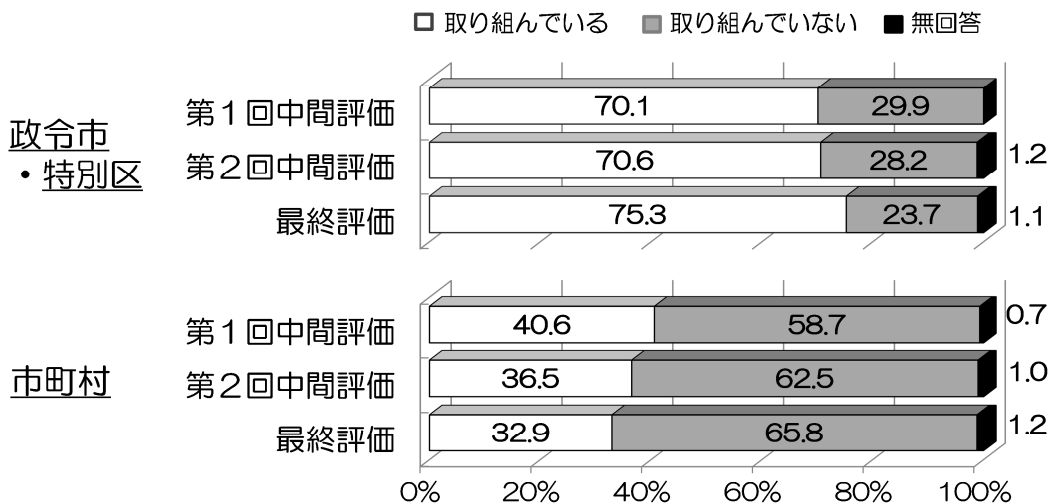
取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
都道府県	取り組んでいる	97.9	100.0	100.0
	取り組んでいない	0.0	0.0	0.0
	無回答	2.1	0.0	0.0

(5) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

生後4ヶ月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触がなかった全乳児の状況を把握しているかどうかについて、政令市・特別区、市町村ともに9割以上で取り組んでおり、中間評価以降、その割合は増加した。

育児不安・虐待親のグループ活動については、政令市では約7割、市町村では約3割で取り組まれているが、市町村では、中間評価以降、その割合が減少した。

(ア) 育児不安・虐待親のグループの活動の支援



【参考】

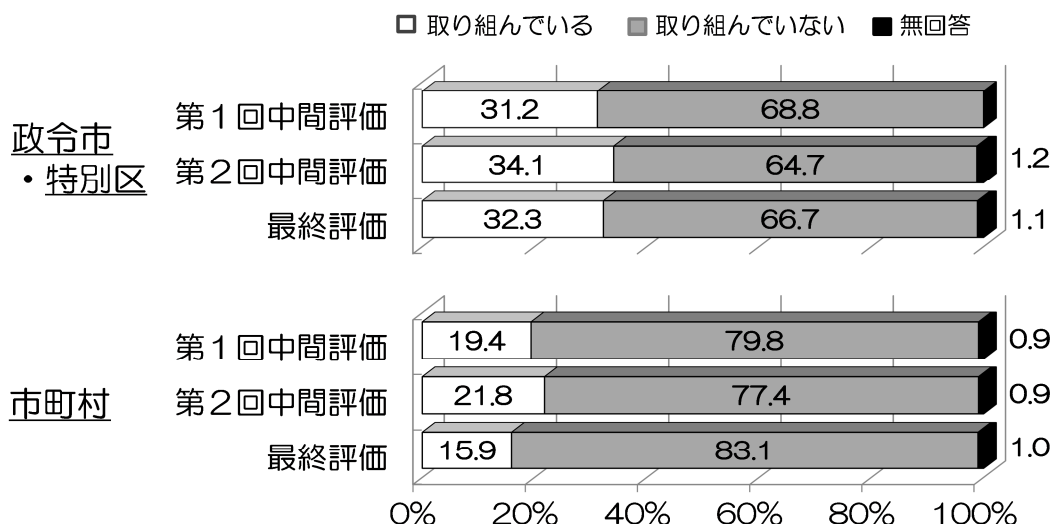
(イ) 生後4ヶ月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいずれにも接触のなかった全乳児の状況把握

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
政令市 ・特別区	取り組んでいる	72.7	92.9	91.4
	取り組んでいない	27.3	5.9	7.5
	無回答	0.0	1.2	1.1
市町村	取り組んでいる	86.8	93.6	96.2
	取り組んでいない	12.4	5.6	3.1
	無回答	0.8	0.8	0.7

休日健診の推進等乳児健康診査の受診率の向上を目指した取組については、政令市・特別区では32.3%、市町村では15.9%であり、市町村ではその割合が減少していた。

育児支援に重点をおいた乳幼児健康診査は、政令市・特別区、市町村ともに9割以上で実施されている。

(ウ) 休日健診の推進等乳児健康診査受診率の向上



【参考】

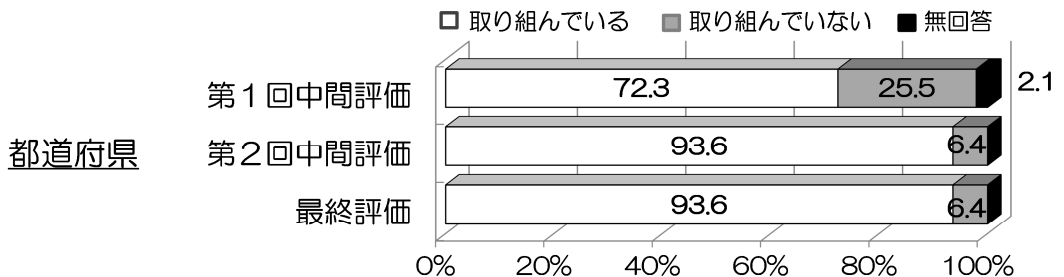
(エ) 育児支援においた乳幼児健康診査の実施

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
政令市 ・ 特別区	取り組んでいる	93.5	92.9	93.5
	取り組んでいない	6.5	7.1	5.4
	無回答	0.0	0.0	1.1
市町村	取り組んでいる	89.1	91.8	90.2
	取り組んでいない	10.3	7.6	8.6
	無回答	0.6	0.6	1.2

(6) 食育の推進

食育の推進に向けた様々な取組について、都道府県では第2回中間評価以降、9割以上実施されている。特に効果的な情報提供体制の整備については、中間評価以降、その割合が増加していた。

(ア) 効果的な情報提供体制の整備



【参考】

(イ) 関係機関等とのネットワークづくりの促進

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
都道府県	取り組んでいる	87.2	91.5	93.6
	取り組んでいない	12.8	8.5	6.4
	無回答	0.0	0.0	0.0

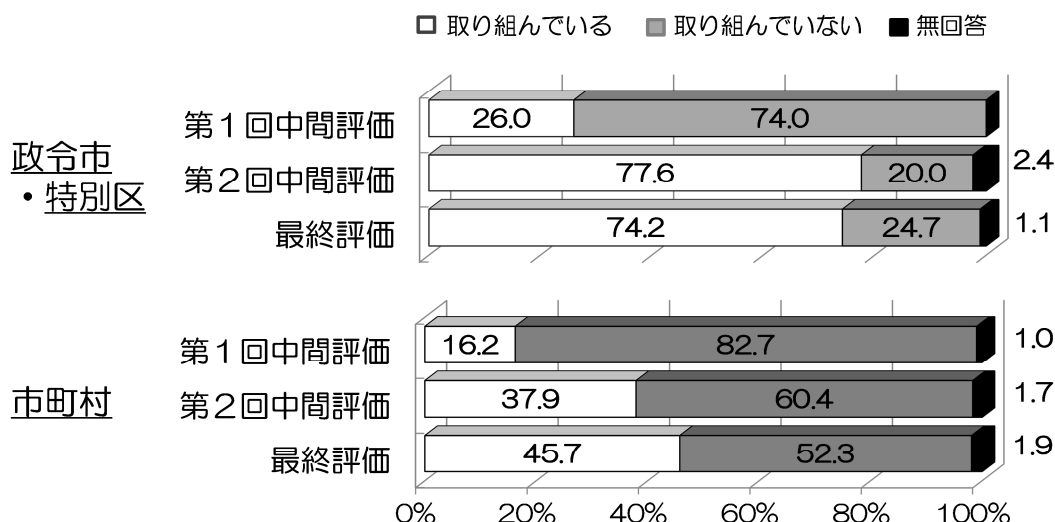
(ウ) 食育の取組事例の収集及び検証の促進

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回 中間評価	第2回 中間評価	最終評価
都道府県	取り組んでいる	—	91.5	95.7
	取り組んでいない	—	8.5	4.3
	無回答	—	0.0	0.0

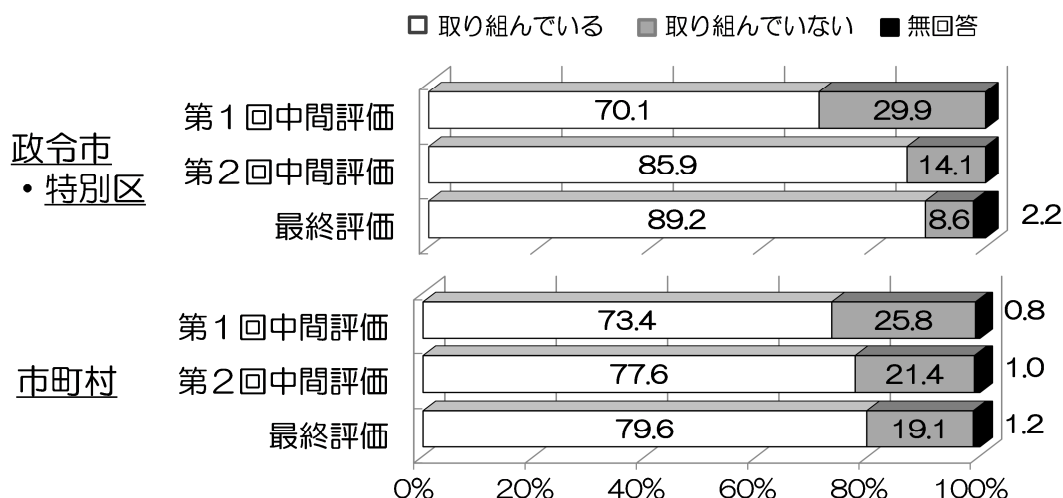
食育推進連絡会（協議会）を設置した地方公共団体は、政令市・特別区で74.2%、市町村で45.7%であり、中間評価以降、その割合は増加した。

また、住民組織・団体と連携した取組は、政令市・特別区では89.2%、市町村では79.6%とその割合は高く、中間評価以降も取組は進んでいる。

（エ）関係機関による食育推進連絡会（協議会）の設置



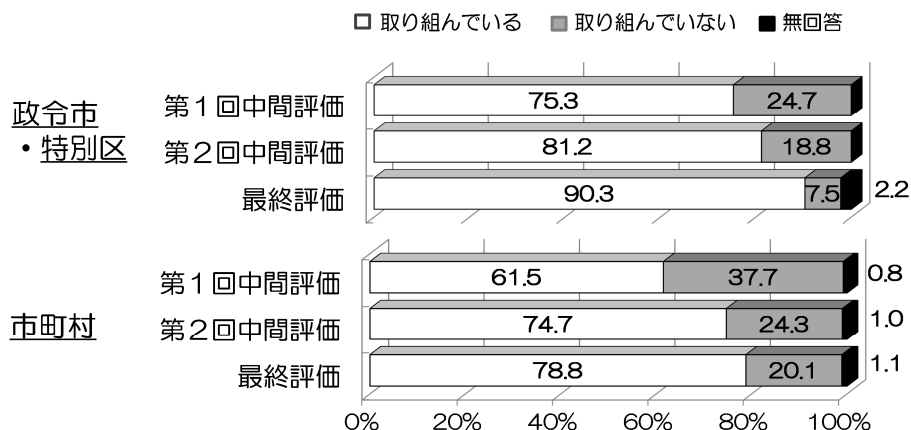
（オ）住民組織・団体と連携した取組



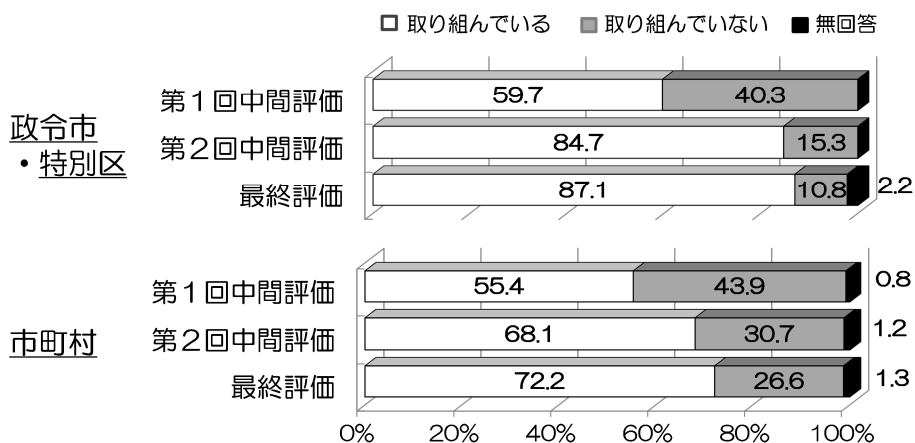
政令市・特別区において、保育園・幼稚園及び学校と連携した食育の取組は、約９割で実施されており、どちらも中間評価以降、その割合は増加していた。

市町村については、保育園・幼稚園と連携した取組が約８割、学校と連携した取組が約７割であり、中間評価以降、その割合は増加していた。

(カ) 保育所・幼稚園と連携した取組



(キ) 学校と連携した取組



【参考】

(ク) 子育て支援センターと連携した取組

取り組んでいる自治体の割合 (%)		第1回中間評価	第2回中間評価	最終評価
政令市・特別区	取り組んでいる	—	57.6	62.4
	取り組んでいない	—	40.0	36.6
	無回答	—	2.4	1.1
市町村	取り組んでいる	—	55.4	60.8
	取り組んでいない	—	43.5	37.9
	無回答	—	1.1	1.3

3 重点課題について

(第2回中間評価以降に重点課題とされた新たな対策事業の展開について)

第2回中間評価以降に重点課題とされた取組のうち、新たに取り組んだ対策として地方公共団体から最も多く回答があった事業は、子どもの虐待の防止対策であった。

その他の対策については、子どもの心の問題への取組は都道府県レベルでの取組が中心であり、一部の政令市・特別区、市町村でも実施されていた。

一方、医師等産科医療・周産期医療を担う人材の確保は、都道府県レベルの取組が中心であった。

